

回 覧



令和5年産米

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 締切間近のお知らせ

朱鷺と暮らす郷づくり認証制度の認証要件「生きものを育む農法」について江の設置・魚道の設置・ビオトープの設置・無農薬栽培の申請期限が近づいております。

令和5年産米認証制度の受付は、3月31日に終了しますので、取組を希望される方はお忘れなく申請くださいますよう、お願いいたします。

記

◆ふゆみずたんぼの申請受付は、令和4年10月に終了しています◆

- 1 申込期限 **令和5年3月31日（金）** ※締切厳守
- 2 申請書類 各提出場所にご用意しておりますので、お問い合わせください。
- 3 提出場所 佐渡市農林水産部農業政策課または  
各支所産業建設係、各行政サービスセンター地域支援係
- 4 認証基準 **裏面に記載されている認証基準をすべて達成することが要件となります。**  
申請前に必ず認証基準①～④をご確認いただき、すべての取組を実施可能かご判断ください。
- 5 その他 国の制度である「環境保全型農業直接支払交付金」とは異なります。  
別途申請が必要ですので、各取組の要件をご確認ください。

◇お問い合わせ先◇

佐渡市農林水産部農業政策課生産振興係  
電話 63-5117

# 朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 認証基準

## ①「生きものを育む農法」により栽培されたものであること

以下の5つの生きものを育む技術のいずれかを実施してください。

### 1 水田、水路での江（深み）の設置

- 江は、畦畔に沿って設置し、江の長さは、概ね水田の短辺の長さ以上としてください。
- 江の形態は、ほ場の状況に応じて「掘り込み深さ 20 cm・幅 30 cm以上」又は「掘り込み深さ 10 cm・幅 50 cm以上」のいずれかとしてください。
- 田植え後から8月中旬までの間、湛水もしくは湿地状態として江を維持管理してください。

## ふゆみずたんぼの受付は令和4年10月に終了しました

### 3 魚道等水路の設置

- 水田と排水路を魚類が行き来できるように繋ぐ水路を設置し、維持管理してください。

### 4 ビオトープの設置

- ビオトープと対象水田が水路で繋がっていることが必要です。

### 5 無農薬無化学肥料栽培による生産

- 「有機農産物の JAS 規格に認定」、もしくは「新潟県特別農産物認証制度に認証」、または「特別栽培農産物表示に係る表示ガイドラインに沿って栽培」されており、無農薬無化学肥料栽培と確認できることが必要です。



江の設置



魚道の設置



ビオトープの設置

## ②生きもの調査を年2回実施していること

田んぼの生きもの調査を年2回（6月・8月）必ず実施してください。

- 佐渡市では、6月第2日曜日と8月第1日曜日を「佐渡市生きもの調査の日」に設定しています。
- 生きもの調査の日又はその前後に調査を実施し、「生きもの調査野帳」を提出していただきます。

## ③特別栽培※により栽培された米であること

※特別栽培とは・・・佐渡地域の慣行レベルに比べて、化学合成農薬の成分回数が50%以下かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物です。

特別栽培農産物は、地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な確認責任者による確認が必要です。JAへ出荷する場合はJAが確認責任者となりますが、JA以外の業者販売や個人販売等を行う方は、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに沿った書類を提出していただく必要があります。

## ④水田畦畔等に除草剤を散布していない水田で生産された米であること

- 1年を通じて畦畔等に除草剤を使用せず、刈払機等による草刈りを実施してください。（グラウンドカバープランツの実施等、やむを得ない場合は別途ご相談ください。）